

第2号

1998(平成10)年10月15日発行

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学沖縄法政研究所 所長 緑間 榮

〒901-2701 宜野湾市宜野湾2丁目6番1号 電話098-892-1111 内線1321-1322 直通098-893-9023

サンシンと法文化

法学部教授 西原森茂



敗戦により沖縄の人々が米軍の捕虜として金網の中に収容されていたとき、テント小屋の下、生きている証に、あるいは苦しみを忘れようと、空缶を利用してサンシン（三味線）を作り、それを奏した。カンカラサンシンの独特の音は、とらわれの身の心情や生活をかきたてた。しかしサンシンは沖縄の人々をただ単に悲しみに誘ったのではない。皮肉なことに、戦時中、方言を使うことでスパイ視されたときと違い、沖縄の人々が自分たちの言葉で民謡をうたい、生きる喜びを感じる手助けとして、サンシンは役立った。それのみかサンシンは、米兵の女狩り来襲に対して、男たちが警報を告げる「武器」にもなった。

筑紫哲也氏は、「挺（ちょう）」という語が、沖縄ではサンシンを、米国では銃を数える語であることを指摘し、沖縄が「文の文化」であるのに対して米国が「武の文化」であると、彼我の文化をコントラストに述べている（『軍縮』NO.184）。最近、「すべての武器を楽器に」という平和運動を展開している喜納昌吉氏が、サンシンを基調にしていることも、沖縄を象徴的に表現しているようと思われる。

「柔よく剛を制す」という諺を引き合いに出すまでもなく、サンシンは軍事力を制すことができるであろうか。最も強いものでも、自分の力を権利に、（他人の）服従を義務にかえないかぎり、いつまでも主人でありうるほど強いものではない、トルソーはいう（『社会契約論』）。換言すれば、物理的な力をそれとしか認めないかぎり、そこに権利、義務の関係は生じない。日本国憲法には、日本国民は戦力を保持せず、諸国民の公正と信義に信頼して生存を保持しようとしたと記している。その信頼関係こそが、社会関係において重視されなければならないのである。詳述するまでもなく、人間の関係をリードするのは、合意あるいは約束である。約束の履行は法律行為に他ならない。

ところで、最近「制度疲労」という言葉を聞くことが多く、制度と現実の乖離が指摘される。歴史は常に進展しているのだから、ある意味では制度が現実から置き去りにされるのは、必然性をもっているといえよう。しかし現実がいわゆる「自然状態」に移行していくことを放任することも望ましいものではない。制度を現実に適応させる必要があろう。その際、制度の強制的側面よりエトス的側面が留意されなければならない。

沖縄から21世紀を展望するとき、われわれが真っ先に当面する問題は平和問題であろう。アジアの軍事的な要(key stone)としての役割を平和に向いていかに転換するかである。上記サンシンの力は、サンシンの弦が空気振動によって出すあの物理的な音ではなく、人の心に響く音に他ならない。しかもその響きは、新たな共通のアイデンティティーを作出する。Th.ホップスによれば、人間は自然界の動物と異なり、言葉によって内心の話を口頭に、思考の連続を言語の連続に移し変えることによって、相互の関係を図るという（『リヴィアイアサン』）。このことは、論理的思考による信頼関係の確立、促進を意味している。軍事的な力も所詮人間関係である組織に立脚していることを考えるならば、平和への転換は、アジアにおける地域間の関係をいかに改善していくかにかかわる問題であろう。

「アジア安保」がかまびすしく言われている中で、沖縄が提起している問題は、上記平和の問題に限らず、人権、分権の問題等、今後、ますます重視されるであろう。このような諸問題を考察するにあたっても、上記サンシンで垣間見た沖縄の文化は、筆者にとって興味の尽きない問題である。

(にしはら もりしげ)